

無人航空機を巡る日本の現況(その2)

前回([ALPA Japan/日乗連ニュース 44-25](#))は、法律改定の推移についてご紹介しました。今回は、2021年5月時点における無人航空機を規制する法律の概要についてご紹介します。

2021年現在、無人航空機を規制する法律は、「航空法」と「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(以下、小型無人機等飛行禁止法)」の二つがあります。(その他、各自治体の条例で規制を行っている場合もありますが、今回は割愛します)

「航空法」:

→他の航空機との棲み分けや飛行の安全を図る観点から制定
→航空法第132条、施行規則第236条に規定

「小型無人機等飛行禁止法」:

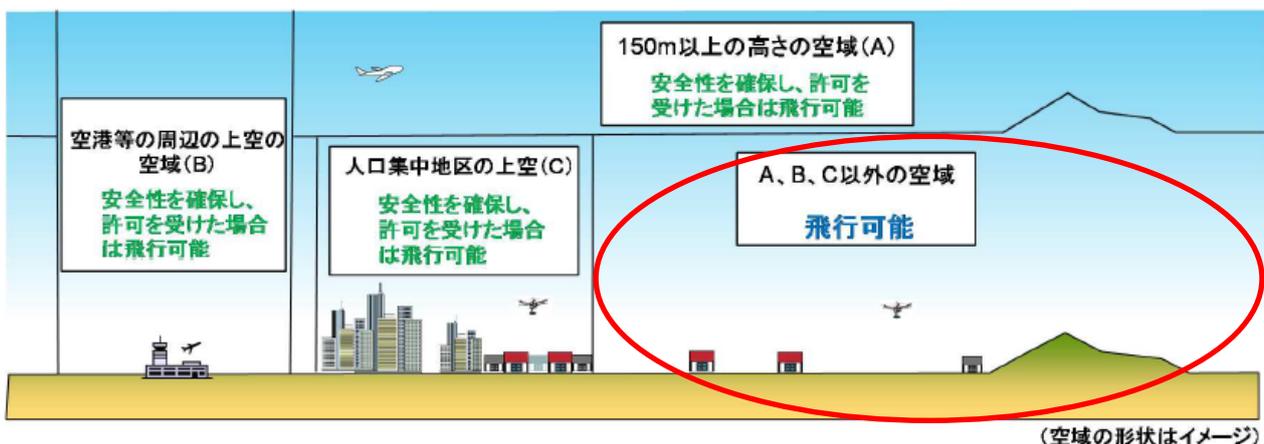
→ドローンなどを使ったテロ等から施設を守るという観点で制定
→不法行為等があった場合に警察が取り締まりを実施する目的

航空法による空域規制

下図は、航空法における無人航空機の空域規制を表した概念図です。

空域は、以下の4つに区分されています。

- ① 150m以上の高さの空域 (A)
- ② 空港等の周辺の上空の空域 (B)
- ③ 人口集中地区の上空 (C)
- ④ (A)、(B)、(C)以外の空域



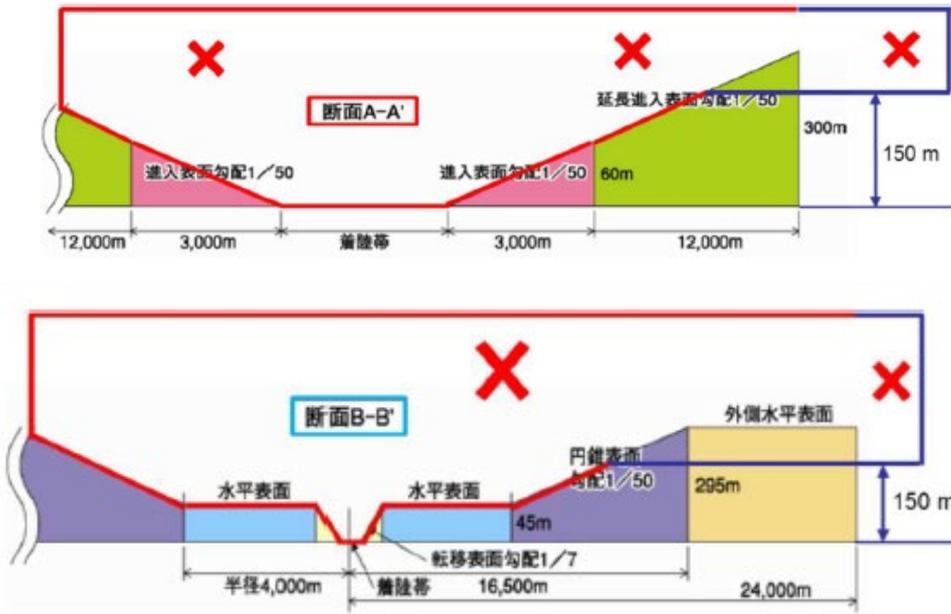
<図1: 無人航空機の空域規制概念図>

「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」(国土交通省航空局)より

許可無しに無人航空機を飛行させることが可能な空域は、赤円で囲んだ「④ (A)、(B)、(C)以外の空域」のみとなっています。

航空法による空港等周辺空域の規制

下図は、空港周辺における無人航空機の飛行禁止空域を示したものです。ここで言う「空港」とは、自衛隊設置の飛行場や米軍設置の飛行場を含む、全ての空港を差します(嘉手納及び横田基地を除く)。



<図 2: 空港周辺における無人航空機飛行禁止空域>

さらに、告示で指定する 8 空港(新千歳、成田、羽田、中部、伊丹、関西、福岡、那覇空港)については、合わせて**進入表面**並びに**転移表面下**の空域も飛行禁止空域となっています。



<図 3: 告示 8 空港における無人航空機飛行禁止空域>

小型無人機等飛行禁止法による飛行禁止区域

小型無人機等飛行禁止法では、「国の重要な施設等」、対象の「政党事務所」「外国公館等」「防衛関係施設」「空港」「原子力事業所」の施設上空(レッドゾーン)ならびにその周囲約 300m(イエローゾーン)を無人航空機の飛行禁止区域として規定しています(詳細は[こちら](#)を参照)。

レッドゾーン/イエローゾーン共に、飛行禁止区域である事に変わりはありませんが、警察官が違反者に対して排除命令や飛行妨害等の措置を取ることができるかどうかで異なります。レッドゾーンでの飛行実施や命令に背いた場合、罰則(1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)が適用されます。

<飛行禁止エリア>



<図 4: 無人航空機飛行禁止エリア>

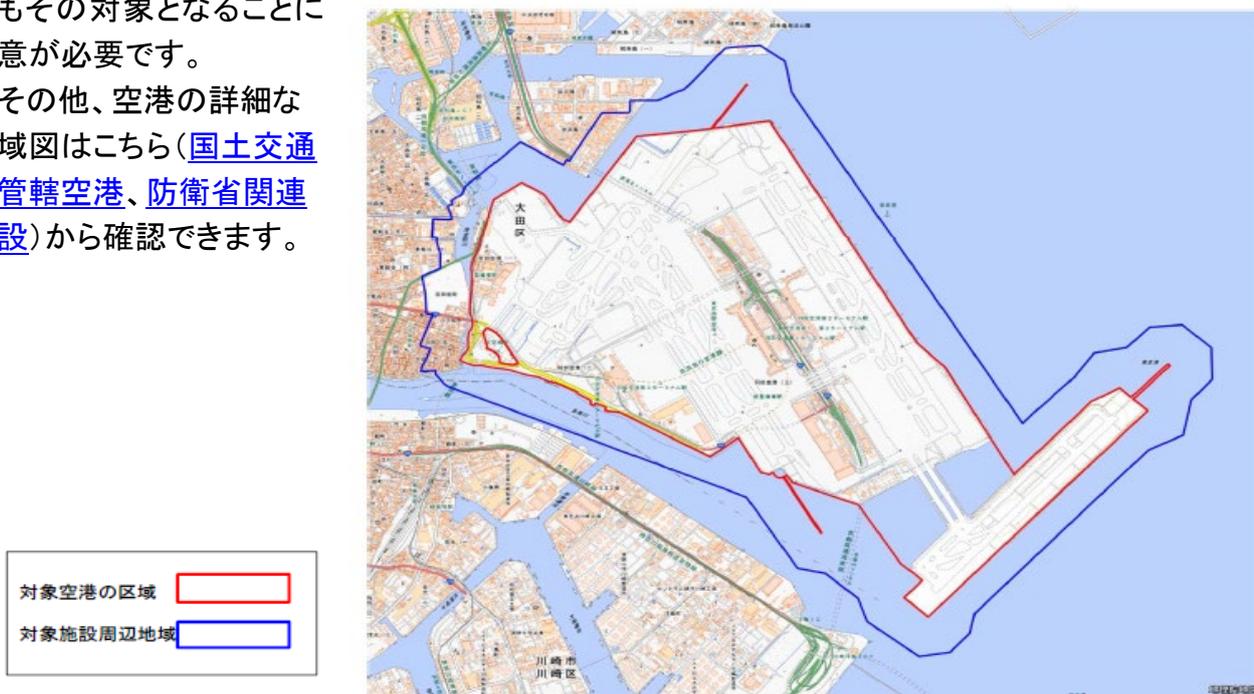
空港については、民間空港として新千歳、東京、成田、中部、大阪、関西、福岡、那覇空港の 8 空港、米軍施設の三沢飛行場と岩国飛行場、自衛隊施設の丘珠駐屯地、千歳基地、三沢基地、百里基地、小巻基地、小松基地、美保基地、岩国航空基地、那覇基地が指定されています。

一方、横田、嘉手納基地は、「米軍施設」として指定されています。

飛行禁止区域の例(東京国際空港)

例として、東京国際空港の飛行禁止区域をご紹介します。注目していただきたいのは、空港敷地外である大田区の市街地も対象地域に指定されているということです。つまり、場合によっては空港外もその対象となることに注意が必要です。

その他、空港の詳細な区域図はこちら([国土交通省管轄空港](#)、[防衛省関連施設](#))から確認できます。



<図 5: 東京国際空港における無人航空機の飛行禁止区域> 出典: 航空局 HP

無人航空機の分類

これまで紹介してきた、各法律の規制対象となる無人航空機の詳細をご紹介します。航空法では「重さ 200g 以上の無人航空機」を対象としているのに対し、小型無人機等飛行禁止法では「小型無人機（重さ、大きさに関わらず）」と「特定航空用機器（気球、パラグライダーなど）」も対象となっています。このように二つの法律で相違があり、重さ 200g 未満のドローンは、航空法では「模型航空機」の分類となるため規制対象外ですが、小型無人機等飛行禁止法では重さや大きさに関わらず、全ての無人航空機が規制の対象となります。



<図 6: 小型無人機、無人航空機と航空機の分類>

出典: 首相官邸 HP



私たちはどうすれば良いか？

このように、2つの法律は「無人航空機を規制する」という点では同じですが、細部で異なる部分が多くあることが分かります。

そこで私たちは、パイロットとして「通常飛んでいる空港周辺において、許可を得ていないドローンなどの無人航空機や小型無人機が飛行していた場合、全て違法である」ということ、これらの法律で定めているという事実をご承知いただければ結構です。

次回は、無人航空機の飛行に関するルールについて紹介します。

(その 3 につづく)

<図 7: 警視庁による啓蒙ポスター>